

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令 参照条文

目次

一	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）	1
二	行政書士法（昭和二十六年法律第四号）（抄）	1
三	高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）（抄）	1
四	高压ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）（抄）	2
五	宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）（抄）	2
六	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）（抄）	2
七	電気工事士法施行令（昭和三十五年政令第二百六十号）（抄）	3
八	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）（抄）	3

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）
（分担金等に関する規制及び罰則）

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2・3 （略）

○ 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）（抄）
（行政書士試験）

第三条 行政書士試験は、総務大臣が定めるところにより、行政書士の業務に関し必要な知識及び能力について、毎年一回以上行う。

2 行政書士試験の施行に関する事務は、都道府県知事が行う。

○ 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）（抄）
（製造保安責任者試験及び販売主任者試験）

第三十一条 製造保安責任者試験又は販売主任者試験は、高圧ガスの製造又は販売及び高圧ガスによる災害の防止に関して必要な知識及び技能について行う。

2 製造保安責任者試験又は販売主任者試験は、第二十九条第一項に規定する製造保安責任者免状又は販売主任者免状の種類ごとに、毎年少なくとも一回、経済産業大臣又は都道府県知事が行う。

3・4 （略）

○ 高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）（抄）

（都道府県又は指定都市が処理する事務）

第十八条（略）

2 法に規定する経済産業大臣の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者が行うこととする。

一 乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、乙種機械責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状及び第三種冷凍機械責任者免状の交付並びにこれらの製造保安責任者免状に関する法第三十条及び第三十一条第二項に規定する事務 都道府県知事

二（八）（略）

3・4（略）

○ 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）（抄）

（試験）

第十六条 都道府県知事は、国土交通省令の定めるところにより、宅地建物取引士資格試験（以下「試験」という。）を行わなければならない。

2・3（略）

○ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）（抄）

（許可証）

第七条 都道府県公安委員会は、第四条又は前条の規定による許可をする場合においては、許可証を交付しなければならない。ただし、第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者に対し更に同号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可をするときは、現に交付を受けている許可証に当該許可に係る事項を記載すれば足りる。

2 前項の規定による許可証の交付を受けた者は、当該許可証の記載事項に変更を生じた場合、当該許可証を亡失し、若しくは盗み取られた場合又は当該許可証が滅失した場合においては、内閣府令で定める手続により、すみやかにその旨を住所地（前条の外国人にあつては、現在地。以下同じ。）又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て許可証の書換又は再交付を受けなければならない。

3（略）

○ 電気工事士法施行令（昭和三十五年政令第二百六十号）（抄）

（免状の書換え）

第五条 電気工事士は、免状の記載事項に変更を生じたときは、当該免状にこれを証明する書類を添えて、当該免状を交付した都道府県知事にその書換えを申請しなければならない。

○ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）（抄）

（保安の確保の方法等の認定）

第三十五条の六 液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等の保安を確保するための機器であつて経済産業省令で定めるもの（以下「保安確保機器」という。）の設置及び管理の方法が経済産業省令で定める基準に適合していることについて、その登録をした経済産業大臣又は都道府県知事の認定を受けることができる。

2 （略）

（変更の許可）

第三十七条の二 第三十六条第一項の許可を受けた液化石油ガス販売事業者は、貯蔵施設の位置、構造若しくは設備を変更しようとするとき、又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置を変更しようとするときは、その許可をした都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、貯蔵施設の撤去その他経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2・3 （略）

（液化石油ガス設備士試験）

第三十八条の五 液化石油ガス設備士試験は、液化石油ガス設備工事並びに供給設備及び消費設備に係る液化石油ガスによる災害の発生防止に関して必要な知識及び技能について行う。

2 液化石油ガス設備士試験は、都道府県知事が行う。

3 （略）